

◎新潟県告示第1325号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

平成30年12月19日

新潟県知事 花 角 英 世

1 知事指定薬物の名称

- (1) 2 - ([2 - (4 - エチル - 2, 5 - ジメトキシフェニル) エチル] アミノ) メチル) フェノール (通称名: 25E-NBOH、2C-E-NBOH) 及びその塩類
- (2) 3 - [1 - (1 - ピペリジニル) シクロヘキシル] フェノール (通称名: 3-HO-PCP、3-OH-PCP、3-Hydroxy-PCP) 及びその塩類
- (3) キノリン - 8 - イル = 1 - ペンチル - 1H - インダゾール - 3 - カルボキシラート (通称名: NPB-2) 及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

平成30年12月20日